

専決第8号

損害賠償の額の決定及び和解について

令和3年8月14日に佐野市閑馬町4531番7地先で発生した物損事故に係る相手方の損害に対する市の義務に属する損害賠償の額の決定及び和解について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分します。

令和5年4月19日

佐野市長 金子 裕

1. 損害賠償額 473,000円

2. 和解内容

前項に定める損害賠償金を防草シート修繕費として支払い、今後本件に関して互いに裁判上又は裁判外において一切の異議及び請求の申立てをしない。

3. 相手方の所在地、名称及び代表者

千葉県いすみ市作田769番地4

アキシオムグリーンエネルギー有限責任事業組合



専決第8号参考資料

事故の概要

1 事故の種類	物損事故
2 発生の日時 及び場所	日時 令和3年8月14日 午前7時頃 場所 佐野市閑馬町4531番7地先
3 発生時の状況	旧閑馬小学校東側法面が崩落したことにより、隣接する相手方所有の太陽光発電施設に土砂等が流入し、敷設されていた防草シートの一部を損傷した。
4 相手方	所在地 千葉県いすみ市作田769番地4 名称 アキシオムグリーンエネルギー有限責任事業組合 代表者 ██████████
5 損害の内容 及び額	防草シート修繕費 473,000円
6 和解日	令和5年4月19日
7 略図	<p>境界線</p> <p>法面 (閑馬町 4531番7)</p> <p>崩落箇所 (幅約5m)</p> <p>旧閑馬小学校校庭</p> <p>相手方所有地 (太陽光発電施設) ※防草シート破損個所の修繕 (上張り施工、約820㎡) ※太陽光パネル等には損傷なし</p> <p>土砂等流入箇所</p> <p>市道</p> <p>4</p>